

平成29年度 一般会計収入・支出予算

収入の部

(単位 円)

勘定科目			予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①-②	摘要
款	項	目				
A	会費収入		44,712,000	44,469,000	243,000	
	a	会費収入	44,712,000	44,469,000	243,000	
		1 当年度会費	44,550,000	44,388,000	162,000	月額(13,500円)×会員数(275名)×12ヶ月(法人会員含む)
		2 過年度会費	162,000	81,000	81,000	
B	入会金収入		250,000	300,000	-50,000	
	b	入会金収入	250,000	300,000	-50,000	
		3 入会金	250,000	300,000	-50,000	1会員当たり 50,000円×5名
C	その他の収入		2,233,631	2,121,950	111,681	
	c	臨時収入	390,000	360,000	30,000	
		4 会報広告料	390,000	360,000	30,000	会報広告掲載料
	d	繰入金収入	500,000	500,000	0	
		5 特別会計繰入金	500,000	500,000	0	業務資材特別会計事務受託料 100,000円 会館取得及び運営並びに維持管理特別会計事務受託料 100,000円 職印・収入印紙台紙特別会計事務受託料 100,000円 境界鑑定・管理委員会特別会計事務受託料 100,000円 境界問題相談センターみえ特別会計事務受託料 100,000円
		6 積立金繰入	0	0	0	
	e	雑収入	1,343,631	1,261,950	81,681	
		7 受取利息	5,000	10,000	-5,000	積立金定期・普通預金利息
		8 雑入	1,338,631	1,251,950	86,681	新入会員登録事務手数料 書籍等斡旋手数料 総会祝儀 補助者証発行・職印証明手数料 日調連・中部ブロック会議出席者旅費戻入金 日調連団体定期保険取扱事務費通信費 他
D	繰越金		8,804,369	10,309,050	-1,504,681	
	f	繰越金	8,804,369	10,309,050	-1,504,681	
		9 繰越金	8,804,369	10,309,050	-1,504,681	
収入合計			56,000,000	57,200,000	-1,200,000	

支 出 の 部

(単位 円)

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
款	項	目	①	②	①-②	
A	総務費		26,570,000	23,530,000	3,040,000	
	a	一般管理費	16,500,000	14,550,000	1,950,000	
		1 給 料	11,100,000	9,400,000	1,700,000	事務職員給料 期末手当 諸手当
		2 福利厚生費	2,300,000	1,950,000	350,000	事務職員社会保険料・労働保険料 (雇用保険含) 中退金掛金 他
		3 旅費交通費	300,000	400,000	-100,000	事務職員通勤手当 普通旅費
		4 通 信 費	600,000	600,000	0	宅配便代 郵便代 電話代 インターネット接続料 他
		5 印 刷 費	200,000	200,000	0	コピー代 他
		6 消耗品費	250,000	250,000	0	事務用品 他
		7 事務所費	850,000	850,000	0	光熱費 他
		8 図 書 費	50,000	50,000	0	登記研究他参考書籍 他
		9 支払手数料	150,000	150,000	0	連合会・支部等送金手数料 会費口座引落振替手数料 他
		10 管理諸費	700,000	700,000	0	自治会費 管理組合費 法人住民税 複合機・パソコン・固定電話等 リース代 パソコン保守サービス料 他
	b	業務管理費	4,020,000	3,130,000	890,000	
		11 役員報酬	2,670,000	1,680,000	990,000	役員報酬
		12 旅費交通費	150,000	150,000	0	各種会議等出席旅費
		13 渉 外 費	1,200,000	1,300,000	-100,000	友好団体総会等出席旅費 顧問弁護士・顧問税理士料 その他諸費
	c	会 議 費	6,050,000	5,850,000	200,000	
		14 総 会 費	2,000,000	2,000,000	0	定時総会
		15 理事会費	2,100,000	2,100,000	0	理事会・執行部会 出席旅費 他
		16 支 部 長 会 議 費	200,000	200,000	0	支部長会議出席旅費
		17 監 査 費	200,000	200,000	0	定期監査・中間監査 出席旅費他
		18 綱 紀 委 員 会 費	400,000	300,000	100,000	綱紀委員会出席旅費 他
		19 紛 議 調 停 委 員 会 費	150,000	150,000	0	紛議調停委員会出席旅費 他
		20 諸会議費	1,000,000	900,000	100,000	選挙管理委員会・法調会・苦情処 理委員会・意見交換会出席旅費 他

勘定科目			予算額	前年度予算額	増減	摘要
款	項	目	①	②	①-②	
B	事業費		23,655,000	24,597,000	-942,000	
	d	会議費	2,050,000	2,050,000	0	
		21 連合会 総会費	250,000	250,000	0	日調連総会出席旅費 他
		22 ブロック協議会 運営費	700,000	700,000	0	中部ブロック総会出席旅費 他
		23 全国会長 会議費	100,000	100,000	0	全国会長会議出席旅費 他
		24 諸会議費	1,000,000	1,000,000	0	日調連・中部ブロック諸会議費出席旅費 他
	e	調査研究費	2,800,000	2,800,000	0	
		25 総務財務 部会費	300,000	300,000	0	会議・業務処理等出席旅費 他
		26 企画社会 事業部会費	400,000	400,000	0	会議・業務処理等出席旅費 他
		27 広報厚生 部会費	400,000	400,000	0	会議・業務処理等出席旅費 他
		28 研修部会費	400,000	400,000	0	会議・業務処理等出席旅費 他
		29 諸会議費	1,300,000	1,300,000	0	法調実務打合せ会出席旅費 土地家屋調査士法施行規則第39条 の2の規定による調査補助その他 会議費 他
	f	指導啓発費	8,790,000	9,760,000	-970,000	
		30 研修費	2,400,000	2,600,000	-200,000	定例研修会・ビデオ研修会、支部 研修助成金、研修会講師料・資料 代 他
		31 支部交付金	3,990,000	3,960,000	30,000	支部活動費（会則71条第1項別紙第 1の6号）（1,200円×12ヶ月× 会員数）
		32 啓発諸費	2,400,000	3,200,000	-800,000	会員用調査士手帳 無料登記相談 旅費 支部広報活動助成金 出前 授業 他
	g	広報費	2,100,000	2,100,000	0	
		33 会報出版費	900,000	900,000	0	会報印刷費 連合会会報・三重会会報送料 他
		34 広報諸費	1,200,000	1,200,000	0	新規広報活動費 広報グッズ作製費 他
	h	負担金	7,915,000	7,887,000	28,000	
		35 連合会費	7,425,000	7,398,000	27,000	日調連会費 （2,250円×12ヶ月×会員数）
		36 ブロック協議会 会費	475,000	474,000	1,000	中部ブロック協議会会費 200,000円+（1,000円×会員数）
		37 諸会費	15,000	15,000	0	社会保険協会会費 商工会議所会費 他

勘定科目			予算額	前年度予算額	増減	摘要
款	項	目	①	②	①-②	
C		諸支出金	2,600,000	3,700,000	-1,100,000	
	i	財産取得費	500,000	500,000	0	
		38 備品購入費	500,000	500,000	0	パソコン周辺機器・および付属品他
	j	積立金	1,000,000	2,000,000	-1,000,000	
		39 財政調整積立金	1,000,000	2,000,000	-1,000,000	
	k	慶弔慰費	500,000	500,000	0	
		40 慶弔慰費	500,000	500,000	0	弔慰規程第1条による弔慰金
	l	その他の支出	600,000	700,000	-100,000	
		41 その他の支出	600,000	700,000	-100,000	境界問題相談センターみえ助成金
D		予備費	3,175,000	5,373,000	-2,198,000	
	m	予備費	3,175,000	5,373,000	-2,198,000	
		42 予備費	3,175,000	5,373,000	-2,198,000	
		支出合計	56,000,000	57,200,000	-1,200,000	

収入支出差引残金なし
付帯決議 予算費目に不足が生じたときは、款内に限り流用することができる。